沖縄県立北部農林学校校舎及び農場

電力供給契約（単価契約）仕様書

本校は、供給地点特定番号が２つある施設となります。
入札について、系統（供給地点特定番号）ごとに金額を算出し、その合計金額を入札金額とします。
（系統ごとに、入札内訳書を作成すること）

仕様書①

【第１系統（業務用電力）】

供給地点特定番号：10-1006-0387-0000-1100-0000

仕様書②

【第２系統（業務用電力）】

供給地点特定番号：10-1006-0494-0005-4170-0000

沖縄県立北部農林学校校舎及び農場

電力供給契約（単価契約）仕様書①

【第１系統（業務用電力）】学校

供給地点特定番号：10-1006-0387-0000-1100-0000

１　件　名

沖縄県立北部農林学校校舎及び農場　電力供給契約（単価契約）

２　概　要

(1) 供給場所　　沖縄県立北部農林高等学校
名護市字宇茂佐１３

(2) 業種及び用途　　学校

３　仕　様

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無等

① 供給電気方式　　交流３相３線式
② 供給電圧（標準電圧）　　６，６００ボルト
③ 計量電圧（標準電圧）　　６，６００ボルト
④ 標準周波数　　６０ヘルツ
⑤ 受電方式　　１回線受電
⑥ 蓄熱式負荷設備の有無　　有
⑦ 電化厨房の有無　　有
⑧ ピーク時間調整契約の有無　　無
⑨ 太陽光発電設備の有無　　無

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

① 契約電力　　常時電力　　３４９キロワット
（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。）
② 予定使用電力量　　６９２，４８４キロワット時（ｋＷｈ）
（月別予定使用電力量は、別紙１－１のとおり）
③ 最大需要電力実績及び使用電力実績　別紙１－２のとおり
※入札に用いる数量は上記①契約電力及び②予定使用電力量のとおりとする。ただし、実際の取引における各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(3) 使用期間

自　令和９年３月１日０：００　　至　令和10年２月29日２４：００

(4) 電力量の検針

自動検針装置　　有
電力会社の検針方法　自動検針（毎月１日）

電力量計の構成　　変成器付複合計器（時間帯別・普通級）屋内耐候形
WM３ＥＰ－Ｒ形
交流３相３線式　　１１０ﾎﾞﾙﾄ　5ｱﾝﾍﾟｱ　６０ﾍﾙﾂ
計器定数　　1，０００ﾊﾟﾙｽ／ｷﾛﾜｯﾄ秒

1，０００ﾊﾟﾙｽ／ｷﾛﾊﾞｰﾙ秒
パルス定数　　５０，０００ﾊﾟﾙｽ／ｋＷｈ

(5) 需給地点
常用：名護市字宇茂佐１３　　沖縄県立北部農林高等学校

(6) 電気工作物の財産分界点
需給地点と同じ。

(7) 保安上の責任分界点
需給地点と同じ。

4　その他
(1) 力率は、自動力率調整装置を設置していないものの、進相コンデンサを設置しており、過去２年間の実績においては１００パーセントを保持している（各月の実績は別紙１－２のとおり）。
(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
(3) 料金の請求及び支払については、別紙２のとおり行うものとする。
(4) 燃料費等調整額は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者の自由化部門が定める算定方法による割増額を上回らない、又は減額幅を下回らない調整単価を用いて算定する。
(5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、契約日における沖縄県内の旧一般電気事業者が定める電気供給約款（規制部門）による。
(6) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
① 契約電力及び最大需用電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
② 使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
③ 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
④ 消費税及び地方消費税の額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
(7) 電力量計その他の機器の取替の必要性が生じた場合、その設置・撤去・費用分担に関して、受注者が責任を持って沖縄県内の旧一般電気事業者と調整し、沖縄県立北部農林高等学校の負担はないものとする。
(8) 守秘義務
① 受注者及び業務従事者は、本仕様書に基づく全ての作業及び沖縄県及び沖縄県立北部農林高等学校が提供した業務上の情報、貸し出しを受けた資料を第三者へ開示又は漏洩しないこと。業務完了後も同様とする。
② 本業務を実施するにあたって、【別記】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

(9) 令和９年度中に空調機の更新があります。詳細は別紙５のとおり。

(10) その他
① 仕様書に記載されていない細則については、契約日における沖縄県内の旧一般電気事業者の電気供給約款によることとする。
② 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電賦課金等は、毎月の料金にあわせて支払うものとする。
③ 詳細は、沖縄県立北部農林高等学校（電話：0980－52－2634）の指示によること。

沖縄県立北部農林学校校舎及び農場
電力供給契約（単価契約）仕様書②

【第２系統（業務用電力）】農場

供給地点特定番号：10-1006-0494-0005-4170-0000

１　件　名

沖縄県立北部農林学校校舎及び農場　電力供給契約（単価契約）

２　概　要

(1) 供給場所　　沖縄県立北部農林高等学校
名護市字宇名護４６０７－１

(2) 業種及び用途　　学校

３　仕　様

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無等

① 供給電気方式	交流３相３線式
② 供給電圧（標準電圧）	６，６００ボルト
③ 計量電圧（標準電圧）	６，６００ボルト
④ 標準周波数	６０ヘルツ
⑤ 受電方式	１回線受電
⑥ 蓄熱式負荷設備の有無	無
⑦ 電化厨房の有無	無
⑧ ピーク時間調整契約の有無	無
⑨ 太陽光発電設備の有無	無

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

① 契約電力　　常時電力　　５８キロワット
（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。）

② 予定使用電力量　　３，８９４キロワット時（ｋＷｈ）
（月別予定使用電力量は、別紙１－１のとおり）

③ 最大需要電力実績及び使用電力実績　別紙１－２のとおり

※入札に用いる数量は上記①契約電力及び②予定使用電力量のとおりとする。ただし、実際の取引における各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(3) 使用期間

自　令和９年３月１日０：００　　至　令和10年２月29日２４：００

(4) 電力量の検針

自動検針装置　　有
電力会社の検針方法　自動検針（毎月１日）

電力量計の構成　　変成器付複合計器（時間帯別・普通級）屋内耐候形
ＷＭ３ＥＰ－Ｒ形
交流３相３線式　　１１０ﾎﾞﾙﾄ　５ｱﾝﾍﾟｱ　６０ﾍﾙﾂ

計器定数　　1，０００ﾊﾟﾙｽ／ｷﾛﾜｯﾄ秒
1，０００ﾊﾟﾙｽ／ｷﾛﾊﾞｰﾙ秒
パルス定数　　５０，０００ﾊﾟﾙｽ／ｋＷｈ

(5) 需給地点
常用：名護市字宇名護４６０７－１　　沖縄県立北部農林高等学校

(6) 電気工作物の財産分界点
需給地点と同じ。

(7) 保安上の責任分界点
需給地点と同じ。

4　その他

(1) 力率は、自動力率調整装置を設置していないものの、進相コンデンサを設置しており、過去２年間の実績においては１００パーセントを保持している（各月の実績は別紙１－２のとおり）。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。交流アーク溶接機（入力電圧 200Ｖ）を１台所有しているが、年１回程度の使用である。

(3) 料金の請求及び支払については、別紙２のとおり行うものとする。

(4) 燃料費等調整額は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者の自由化部門が定める算定方法による割増額を上回らない、又は減額幅を下回らない調整単価を用いて算定する。

(5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、契約日における沖縄県内の旧一般電気事業者が定める電気供給約款（規制部門）による。

(6) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
① 契約電力及び最大需用電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
② 使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
③ 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
④ 消費税及び地方消費税の額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(7) 電力量計その他の機器の取替の必要性が生じた場合、その設置・撤去・費用分担に関して、受注者が責任を持って沖縄県内の旧一般電気事業者と調整し、沖縄県立北部農林高等学校の負担はないものとする。

(8) 守秘義務
① 受注者及び業務従事者は、本仕様書に基づく全ての作業及び沖縄県及び沖縄県立北部農林高等学校が提供した業務上の情報、貸し出しを受けた資料を第三者へ開示又は漏洩しないこと。業務完了後も同様とする。
② 本業務を実施するにあたって、【別記】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

(9) その他
① 仕様書に記載されていない細則については、契約日における沖縄県内の旧一般電気事業者の電気供給約款によることとする。
② 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電賦課金等は、毎月の料金にあわせて支払うものとする。
③ 詳細は、沖縄県立北部農林高等学校（電話：0980－52－2634）の指示によること。